

消防指令システム整備業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

消防指令システム整備業務委託

(2) 業務の目的及び内容

別添の消防指令システム整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の
とおり

(3) 業務期間

本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和8年3月31日ま
で

(4) 履行場所

周南市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満
たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項
の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格
者名簿（業務委託）」の（大分類）「5 コンピュータサービス」のうち、（小分
類）「1 システムの設計・開発」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周
南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別
表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく
清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条
第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第
154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成

11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (6) 平成 30 年度以降に総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センターⅡ型以上のシステム整備業務を元請業務として履行完了した実績を有していること。

3 参加手続

- (1) 担当部局 (書類の提出先及び問い合わせ先)

〒745-0056 山口県周南市新宿通五丁目 1 番 3 号

周南市消防本部 消防総務課

電話 (0834) 22-8754

F A X (0834) 31-8533

E-mail sho-somu@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

- (3) 説明会

本プロポーザルの実施に関する説明会は開催しません。

- (4) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書(様式 1)を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和 6 年 6 月 26 日(水) 9 時から令和 6 年 7 月 10 日(水) 17 時までとする。(ただし、受信確認は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く 9 時から 17 時 15 分までとする。)

ウ 提出先及び受信確認先

3(1)に示す場所とする。

エ 回答方法

令和 6 年 7 月 16 日(火) 13 時以降に質問者名をふせて、周南市公式ホームページに掲載する。

- (5) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参

※電子メール及びファックスでの提出は受け付けません。

※持参による場合の受付時間は、休日を除く 9 時から 17 時までとします。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとします。郵便事故等により、申込書類等が提出期限までに提出先に

到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

イ 提出期限

令和6年7月10日（水）17時までとする。

※持参による場合は、休日を除く9時から17時までとする。

ウ 提出場所

3(1)に示す場所とする。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和6年7月16日（火）から令和6年7月30日（火）までとする。（受付時間帯は、休日を除く9時から17時までとする。）

イ 提出場所

3(1)に示す場所とする。

ウ 提出方法

郵送又は持参

※電子メール及びファックスでの提出は受け付けません。

※持参による場合の受付時間は、休日を除く9時から17時までとします。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとします。郵便事故等により、申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

エ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「消防指令システム整備業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

(1) 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション、ヒアリング内容、見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの日程

令和6年8月5日（金）（予定）

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場

合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成 15 年周南市規則第 51 号）の定めるところによるものとする。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は無効とする。
 - ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ プレゼンテーション及びヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
 - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。